

## 5 農村の生活環境整備等

### 地域の自主性や裁量を重視した農村生活環境の整備を展開

#### (1) 農村生活環境整備の概況

中国・四国地域の農村生活環境は、総市町村数の約7割を占める中山間地域で污水处理施設等の整備が立ち遅れているなど、都市部と農村部に大きな差がみられます。

この農村生活環境の整備を促進するため、農業集落排水施設整備や農村振興総合整備、中山間地域総合整備などの推進に取り組んでいます。

#### (2) 農村生活環境整備の推進

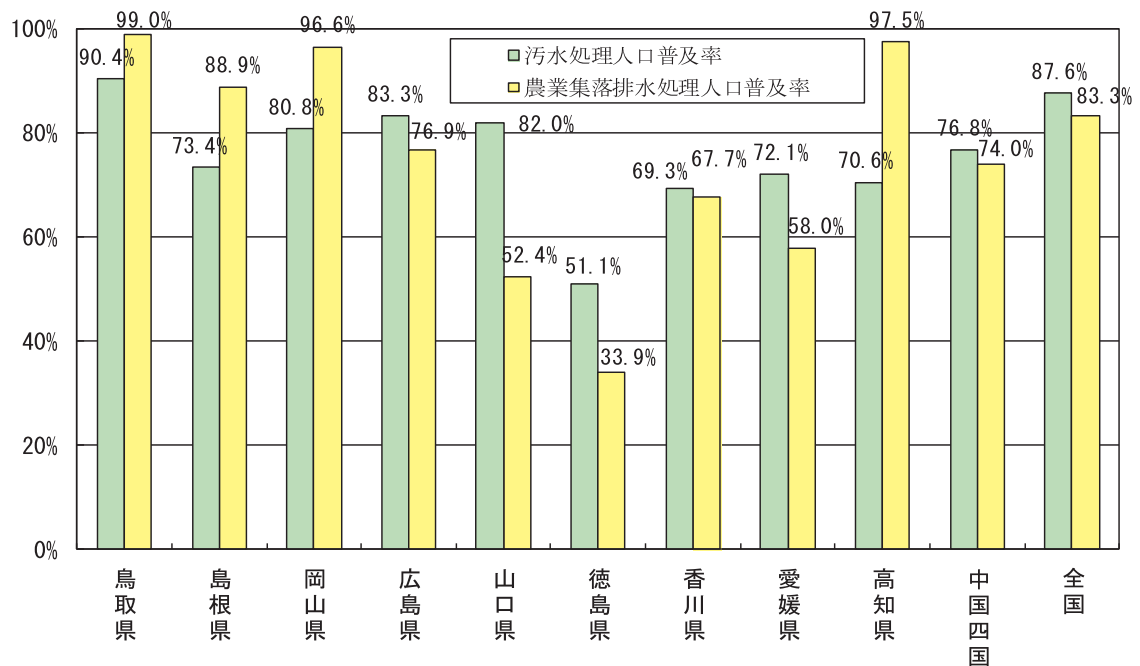
##### ア 農業集落排水施設整備の取組

平成23年度(2011年度)末の污水处理人口普及率(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)は全国で87.6%(東日本大震災の影響で調査不能な市町村があるため、岩手県、福島県の2県を除いた数値)(平成22年度(2010年度)末86.9%)、中国・四国地域で76.8%(平成22年度(2010年度)末75.4%)となっています。このうち農業集落排水事業による整備は全国2.7%(岩手県、福島県の2県を除く)(平成22年度(2010年度)末2.7%)、中国・四国地域4.1%(平成22年度(2010年度)末4.1%)となっています。

なお、農業集落排水事業により污水处理施設を整備することとされている区域における整備率は、全国83.3%(岩手県、福島県の2県を除く)(平成22年度(2010年度)末73.3%)、中国・四国地域74.0%(平成22年度(2010年度)末64.9%)となっています(図Ⅱ-3-7、表Ⅱ-3-1)。

中国・四国地域においては、農業集落排水事業による污水处理施設は整備されつつあるものの、全国と比べると立ち遅れています。今後も、中山間地域対策や農村の生活環境整備の促進の観点から、同事業の一層の推進に取り組むこととしています。

図Ⅱ－３－７ 汚水及び農業集落排水処理人口普及率（2011年度末）



資料：中国四国農政局調べ

注：1) 農業集落排水処理人口普及率は、各県が策定した構想で農業集落排水事業等により整備することとされている整備対象人口に対する整備済人口の割合。

注：2) 全国数値については、東日本大震災の影響で、岩手県、福島県の2県において、調査不能な市町村があるため、2県を除いた数値。

表Ⅱ－３－１ 2012年度の農業集落排水事業の実施地区数

| 事業名                   | 地区数  |
|-----------------------|------|
| 農業集落排水事業（地域自主戦略交付金）   | 22地区 |
| 農業集落排水事業（農山漁村地域整備交付金） | 2地区  |
| 汚水処理施設整備交付金           | 6地区  |

資料：中国四国農政局調べ



農業集落排水処理施設の整備例

## 6 農地・水保全管理支払交付金

### (1) 農地・水保全管理支払交付金の背景と概要

#### 取組は水田地域を中心に全国的な広がり

良好に維持保全された農地・農業用水等の資源（以下「資源」という。）は、食料の安定供給だけでなく、農村の豊かな自然環境や景観を形成する社会共通の資本です。これらの資源は、これまで農業者が中心となった地域共同の取組により保全管理されてきましたが、近年の高齢化や混住化の進行等に伴い、これまでどおり地域で適切に保全管理していくことが難しくなっています。

このため、資源や農村環境を守り、これらの質を高める地域での共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する新たな対策として、平成 19 年度（2007 年度）から「農地・水・環境保全向上対策」として取り組み、平成 24 年度（2012 年度）から、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成 28 年度（2016 年度）までの対策として継続します。

また、平成 23 年度（2011 年度）からは、共同活動と一体的に実施していた営農活動（化学肥料や科学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農）を直接支援するため、農地・水・環境保全向上対策から切り離し「環境保全型農業直接支援対策」を創設しました。一方、共同活動支援については「農地・水保全管理支払交付金」として、これまでの共同活動支援に加え、集落による農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対して追加的に支援（向上活動支援）を行っています。

平成 24 年（2012 年）3 月に農林水産省において取りまとめられた本対策の「平成 19 ～23 年度の実績と効果」において、本対策は、水田地域を中心に全国的に相当な広がり（約 143 万 ha）を持って取り組まれ、それぞれの地域において確実に資源の保全活動等が行われ、農業用排水路等の機能維持に役立つとともに、農村環境の保全・向上、地域のつながりの強化・活性化にも役立っているとされています。

### (2) 中国・四国地域の取組状況

#### 多様な主体が参画した地域ぐるみの取組

##### ア 組織数、取組面積

中国・四国地域では、平成 24 年（2012 年）5 月末現在、2,575 の活動組織が約 10 万 ha の農地において、地域ぐるみの共同活動に取り組んでいます。

また、平成 23 年度（2011 年度）から新たに創設された向上活動支援交付金については、1,090 の組織が約 3 万 5 千 ha で取り組んでいます（表Ⅱ－3－2）。

表Ⅱ－３－２ 中国・四国地域の組織数、取組面積

|       | 共同活動支援    | 向上活動支援   |
|-------|-----------|----------|
| 活動組織数 | 2,575     | 1,090    |
| 取組面積  | 101,587ha | 35,052ha |

資料：中国四国農政局調べ

注：平成24年(2012年)5月31日時点で取りまとめた数値。

中国四国農政局ホームページ「農地・水保全管理支払交付金」

<http://www.maff.go.jp/chushi/nouson/kankyohozen/index.html>

## イ 多様な主体が参画

本対策では、非農業者を含めた多様な主体の参画を要件としており、平成23年度(2011年度)において、中国・四国地域の活動組織には、15万人の農業者と6千人の非農業者、約1千の農業関係団体と約1万2千の農業関係以外の団体の参画が得られています(表Ⅱ－３－３)。

農業者以外の団体の活動組織への参画割合は、自治会が全活動組織の約9割、次いで、子供会及び女性会がそれぞれ約3割になっています(図Ⅱ－３－8)。

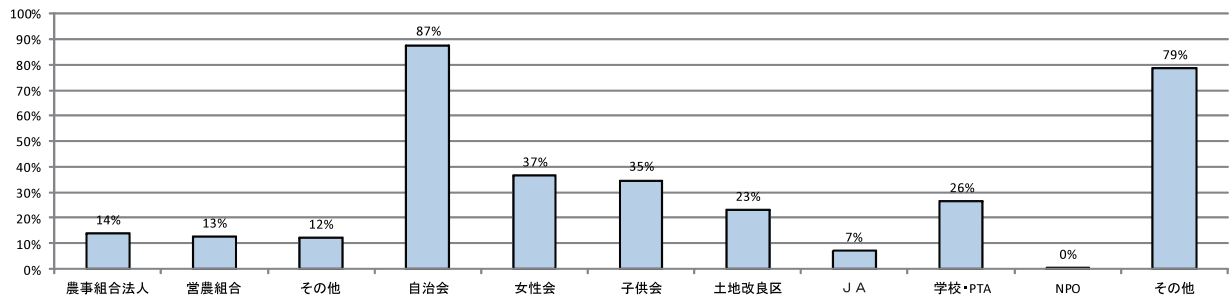
表Ⅱ－３－３ 活動組織の構成員数(中国・四国)

| 構成員数    |       |       |        | 1活動組織当たりの平均 |     |       |     |
|---------|-------|-------|--------|-------------|-----|-------|-----|
| 農業者     |       | 農業者以外 |        | 農業者         |     | 農業者以外 |     |
| 個人      | 団体    | 個人    | 団体     | 個人          | 団体  | 個人    | 団体  |
| 155,725 | 1,000 | 6,014 | 12,571 | 60.5        | 0.4 | 2.3   | 4.9 |

資料：平成23年度(2011年度)実施状況報告書より作成

注：農業者の「個人」には、農業者団体の構成員も含まれる。

図Ⅱ－３－８ 活動組織への各団体の参画割合（中国四国）



資料：平成23年度（2011年度）実施状況報告書より作成

注：「農・その他」は農業団体その他、「非農・その他」は非農業団体その他。

### 農地・水保全管理支払の取組事例



自主施工による破損した水路の補修



自主施工による水路法面の補修



老朽化した鳥獣害防止柵の補修



共同での草刈り活動



生態系の保全活動



景観植物の植栽活動

## 7 中山間地域の振興に向けた取組

### （1）中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に主に位置しており、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展するなかで、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等と平地地域との条件不利を補正するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止等の取組を推進しています。

## （２）2012 年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

### 96%の市町村で協定を締結

平成 24 年度(2012 年度)の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）については、対象農用地を有する 180 市町村の 96%に当たる 173 市町村で、8,660 協定（集落協定 8,455 協定、個別協定 205 協定）が締結され、水路・農道等の維持管理をはじめ、機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等を推進しています。

なお、本制度に取り組む協定のうち、体制整備に向けた取組は、交付見込み面積ベースで 7 万 352ha であり、全交付見込み面積の 74%を占めています（表Ⅱ－３－４）。

表Ⅱ－３－４ 2012 年度実施状況見込み（集落協定＋個別協定）

| 県 名  | 対象市町村数 | 実施市町村数 | 協定数    | うち集落協定 | 交付見込み (ha) |         |
|------|--------|--------|--------|--------|------------|---------|
|      |        |        |        |        | 面積         | うち体制整備  |
| 鳥取県  | 17     | 17     | 686    | 673    | 8,031      | 6,779   |
| 島根県  | 19     | 19     | 1,337  | 1,285  | 13,229     | 11,361  |
| 岡山県  | 25     | 25     | 1,382  | 1,368  | 12,342     | 9,336   |
| 広島県  | 19     | 18     | 1,659  | 1,554  | 21,288     | 14,713  |
| 山口県  | 17     | 16     | 855    | 843    | 12,687     | 11,175  |
| 徳島県  | 17     | 17     | 549    | 545    | 3,445      | 1,472   |
| 香川県  | 15     | 13     | 462    | 462    | 2,942      | 1,201   |
| 愛媛県  | 18     | 18     | 972    | 969    | 13,927     | 9,213   |
| 高知県  | 33     | 30     | 758    | 756    | 6,900      | 5,101   |
| 中 国  | 97     | 95     | 5,919  | 5,723  | 67,578     | 53,364  |
| 四 国  | 83     | 78     | 2,741  | 2,732  | 27,214     | 16,988  |
| 中国四国 | 180    | 173    | 8,660  | 8,455  | 94,792     | 70,352  |
| 全 国  | 1,109  | 993    | 27,852 | 27,355 | 682,381    | 595,365 |

資料：中国四国農政局調べ

注：ラウンドの関係で数値が一致しない場合がある。

**集落協定の取組事例 1 :**  
**多様な担い手の確保に取り組む事例**  
**(山口県 岩国市 二鹿集落協定)**

当集落では、集落内の高齢化が進行する中で、各個人が安心して農業ができる体制を整えるために、コンバイン等の機械の共同利用を目標に、中山間地域等直接支払制度への取組を開始しました。

二鹿集落は都市との交流を重視する集落であり、以前から実施していたしゃくなげマラソンのほかに、自然ふれあい教室など、都市との交流事業の取組を拡大するとともに、集落内での文化・伝統を維持しながら、二鹿地域全体の活性化を図っています。

通年実施しているメダカの学校、しゃくなげマラソン、まちとむら自然ふれあい教室は中山間地域等直接支払制度に直接関係するものではありませんが、二鹿集落の都市交流事業として据えて、これらの行事を通して、若い人に二鹿の良さを知ってもらっています。

こうした行事は、平成12年度から続いている有害鳥獣対策、遊休農地への景觀作物の植えつけや、ビオトープの設置など、積極的な農地の保全活動のおかげであり、今後も、中山間地域等直接支払制度を活用した環境づくりによって農地を守り、都市交流行事が続けられます。

担い手への利用集積は、平成21年度（2009年度）の13.7haから、平成23年度（2011年度）には18haとなるなど、集落内の生産コストの低減に努めるとともに、担い手への農地集積や効率的な営農体制を構築しています。



役員会の様子



自然ふれあい教室

**集落協定の取組事例 2 :****地場産農産物の加工・販売に取り組む事例  
(徳島県 那賀町 向原集落協定)**

当集落では、地域農業の振興や活性化に資するため、平成12年度から中山間地域等直接支払交付金を活用し、担い手への農作業の委託や地場農産物の加工など、将来を見据えた活動を行っています。

当集落では、徳島大学の地域活性化のための住民との協働プロジェクトと連携し、地域の活性化に資する取組を実施しています。

ユニークな商品名が販売促進には有効であり、地域の食文化の伝承のためにも、その名を活かすべき、という大学の後押しから、当地域で古くから伝わる、もち米を『半分潰し』て作る「おはぎ」の地域での呼び名である『はんごろし』を商品名に用いて売り出すこととなりました。

地区の有志により、集落産のもち米を用いたおはぎ『はんごろし』の生産・販売を始めたところ、そのユニークな商品名と素朴な味が評判となり、地元直売所はもとより、出店した県下各地でのイベントで好評を得ています。

また、地元小学校の児童へ地域伝統食品の生産指導を実施し、地域独特の食文化の伝承に努めています。

この取組のほか、地域の『買い物弱者』支援として、集落で生産した豆腐などを高齢者宅へ配達販売し、喜ばれています。この取組は、一人暮らしの高齢者のケアにも一役買っています。



中に餡、外側にきな粉を塗した  
「はんごろし」



高齢者への豆腐の配達

## 8 バイオマスの活用の推進

### (1) バイオマスの活用の推進の必要性

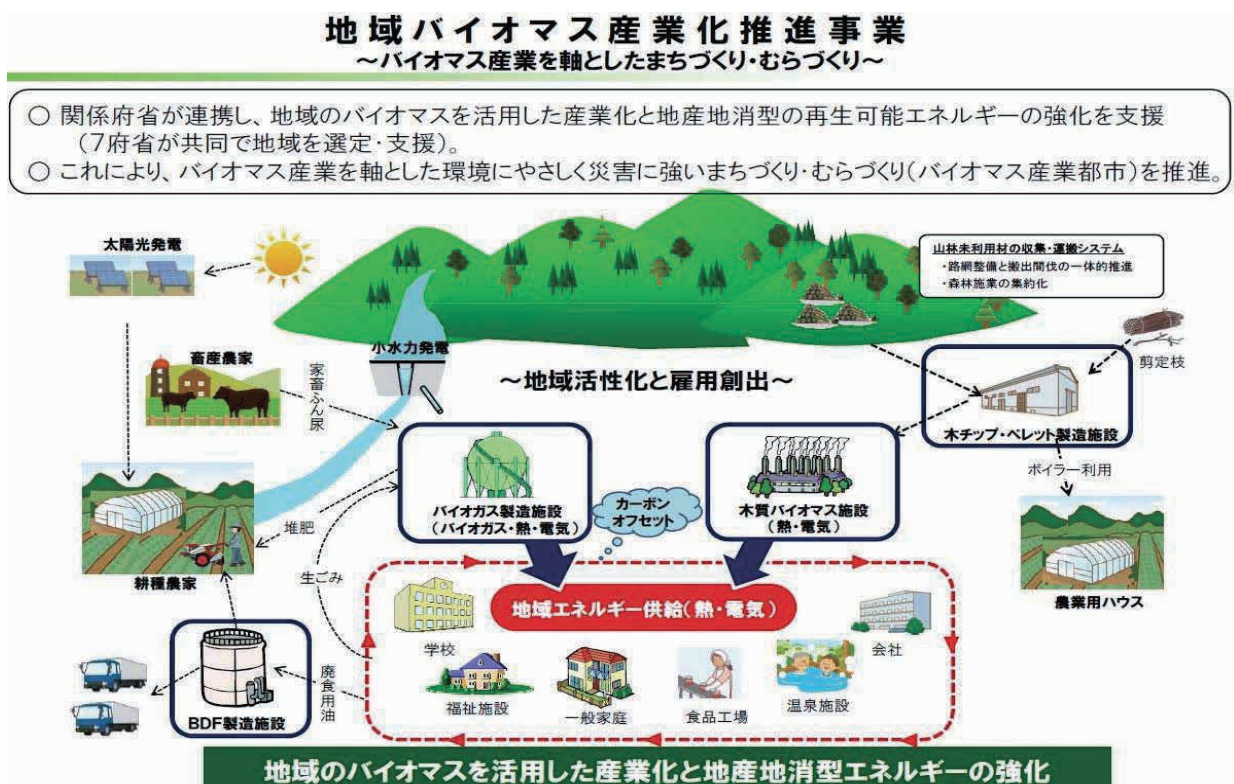
#### 地球温暖化の防止、農山漁村の活性化、産業創出に貢献

バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「化石資源を除く動植物に由来する有機性資源」を言います。バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源や製品の原材料として利用することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、かつ、バイオマスを活用する新たな地域産業を創出し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用することにより、雇用と所得を確保するとともに、農山漁村の活性化等の効果が期待されます。

また、東日本大震災・原発事故を契機として、バイオマス、太陽光、小水力、風力、地熱など再生可能なエネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっています。

このような中、平成 24 年 (2012 年) 9 月 6 日、バイオマス関係 7 府省 (内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省) の政務官で構成される「バイオマス活用推進会議」で「バイオマス事業化戦略」が決定されました。この戦略において、多種多様なバイオマス利用技術の到達レベル、実用化の見通しを評価した「技術ロードマップ」を策定するとともに、事業化に向けた 7 つの戦略①基本戦略②技術戦略 (技術開発と製造) ③出口戦略 (需要の創出) ④入口戦略 (原料調達) ⑤個別重点戦略⑥総合支援戦略⑦海外戦略が提示されました (図Ⅱ－3－9)。

図Ⅱ－3－9 農山漁村における再生可能エネルギーの活用 (イメージ)



資料：農林水産省作成

中国四国農政局では、バイオマス関連施策を着実に実施していくため、関係機関と一層の連携強化を図りつつ、ホームページ等を活用した各種情報提供等に努めています。また、平成 25 年（2013 年）3 月には「中国四国地域バイオマス関係機関連絡会議」（中国経済産業局、四国経済産業局、中国地方整備局、四国地方整備局、中国運輸局、四国運輸局、中国四国地方環境事務所、同高松事務所、林野庁近畿中国森林管理局、林野庁四国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、中国四国農政局）の担当者会議を開催し、情報交換及び連携体制の強化等を図りました。

## （２）バイオマスの活用の推進に向けた取組

### バイオマス活用推進基本計画を受け、エネルギー施策等を推進

農林水産省では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスタウン構想の策定及びバイオマスの利活用の取組を推進してきました。平成 21 年にバイオマス活用推進基本法が、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現を寄与することを目的に施行され、翌年 12 月には「バイオマス活用推進基本計画」が策定され、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等が定められ、バイオマス供給者である農林漁業者、バイオマス製品の製造事業者、地方公共団体、関係府省等が一体となって、バイオマスの最大限の有効活用を推進することとされています。

現在までに推進計画を公表した都道府県及び市町村は、バイオマスタウン構想を含めて 25 年 3 月現在で 12 府県 324 市町村です。そのうち、推進計画に基づき策定した地区は、当管内においては 3 県 47 市町村となっています（表Ⅱ－３－５、表Ⅱ－３－６）。

表Ⅱ－３－５ バイオマス活用推進計画等の策定状況（件数）

|      | バイオマスタウン構想 | バイオマス活用推進計画 |       |
|------|------------|-------------|-------|
|      |            | 県計画         | 市町村計画 |
| 中国地域 | 27 市町村     | 島根県、山口県     | 一市町村  |
| 四国地域 | 18 市町村     | 愛媛県         | 2 市町村 |

資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ－３－６ 県バイオマス活用推進計画の策定状況（概要）

| 県名  | 策定期日       |      | バイオマス利用率目標                                                                                                                                  |
|-----|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 島根県 | 平成25年3月18日 | 廃棄物系 | 現状→32年度(2020年度)<br>・家畜資源99%→100%<br>・食品資源46%→87%<br>・木質資源99%→100%<br>・下水資源83%→85%                                                           |
|     |            | 未利用  | ・林産資源0.5%→45%                                                                                                                               |
| 山口県 | 平成25年3月27日 | 廃棄物系 | 現状→32年度(2020年度)<br>・家畜排せつ物95%→96%<br>・下水汚泥100%→100%<br>・黒液100%→100%<br>・食品廃棄物28%→40%<br>・製材残材84%→95%<br>・建築発生木材84%→95%<br>・農作物非食用部100%→100% |
|     |            | 未利用  | ・林地残材43%→70%                                                                                                                                |
| 愛媛県 | 平成24年6月11日 | 廃棄物系 | 現状→32年度(2021年度)<br>・家畜排せつ物→96.6%→約97%<br>・下水汚泥31.0%→約85%<br>・紙78.2%→約85%<br>・黒液100%→100%<br>・食品廃棄物47.9%→約55%                                |
|     |            |      | ・製材工場等残材100.0%→約100%<br>・建築発生木材84.3%→約90%<br>・林地残材3.1%→30%                                                                                  |
|     |            | 未利用  | 木質                                                                                                                                          |
|     |            |      | 農作物<br>非食用部                                                                                                                                 |

資料：中国四国農政局調べ

## 【愛媛県の取組事例】

愛媛県では平成24年6月に愛媛県バイオマス活用推進計画を策定し、公表しています。愛媛県はみかんの生産量は全国第2位ですが、2010年からみかんジュースを搾った後の残さを原料としたバイオエタノールを製造する実証プラントを稼働し、技術開発を行い、製造コストの低減、プラントの効率的な運転管理方法の確立を目指すほか、地元農家、スーパー、リサイクル業者による食のリサイクルループの推進、バイオディーゼル燃料による温室効果ガス削減量をクレジット化するなど、積極的な取組を行っています。

既存バイオマス活用技術の低コスト化、活用率の向上、新たな産業の創出、新製品開発などによる地域活性化を目指しています。



資料：中国四国農政局調べ